

23/12/25 名古屋市議会経済水道委員会(名古屋城部分)

名古屋市民オンブズマンによる、半自動文字起こしアプリによる文字起こし

委員長： 次に名古屋城、木造天守の昇降技術開発業務委託契約について を議題に供し、まず当局の説明を求めます。

観光文化交流佐治局長： 本日、当委員会でご調査していただきます案件は、名古屋城木造天守昇降技術開発業務委託契約についてでございます。

令和4年度実施の名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募におきまして、最優秀者に選定いたしました株式会社MHIエアロスペースプロダクションと、技術提案技術の開発等を行う業務委託契約を令和5年10月30日に締結いたしましたので、その内容につきましてご報告させていただきます。

詳細につきましては総務課長からご説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

委員長： 着座で結構でございます。

遠藤総務課長： それでは、名古屋城木造天守昇降技術開発業務委託契約につきまして、お手元の資料に従いご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

1、名古屋城木造天守昇降技術開発業務委託の概要といたしまして、契約相手方、契約金額、契約期間、事業の目的、主な業務内容、主な特記事項をそれぞれ掲げさせていただきました。

2ページに参りまして、2昇降技術に関する公募のこれまでの主な経緯といたしまして、平成30年度からの主な経緯を。3ページに参りまして、3昇降技術に関する公募の主な審査基準といたしまして、最低要求水準と加点要求水準ごとの主な審査基準を掲げさせていただきました。

4、最優秀者の提案技術の主な内容といたしまして、1階ごとに昇降する設備を各階に設置することなど5点を掲げさせていただきました。

4ページに参りまして、参考といたしまして、復元と、復元的整備に関する文化庁の見解について掲げさせていただきました。ご覧賜りたいと存じます。

以上誠に簡単ではございますが資料の説明を終わらせていただきます。よろしくご調査賜りますようお願い申し上げます。

委員長： はい、ありがとうございます。

説明が終わりましたので、ご質疑等あればお許しいたします。

よろしいですか。

浅井正仁（自民・中川区）： そしたらですね、今までもいろいろ本会議でもやらさしてもらったんだけど、市長はこの昇降技術についてあんまりいいふうに思ってなかったよね。

本会議でも言ったけどリニアがどうのこうのだから、この契約によってそういった話は、市長はもう諦めたんですか。

木造天守閣昇降技術開発等担当小鹿主幹： 委員のですね今ご質問のありました市長の意向の真意などはちょっとわかりかねるところがございますが、名古屋城木造天守閣昇降技術開発業務委託これにつきまして市長の決裁をいただきまして、契約に進んできているところがございます。

浅井正仁（自民・中川区）： そうすると、市長さんもこの MHI と契約によって最上階を目指してもらえろという考えでいいですね。

小鹿主幹： 業務委託を契約をいたしまして、この開発業務委託、こちらの仕様書にはですね、垂直昇降設備は少なくとも大天守の地階から 1 階の間に導入し可能な限り

浅井正仁（自民・中川区）： ちゃんと質問に答えてくれるかな。  
契約した以上は最上階を目指す。そのための契約でしょう。  
だったら契約なんかしなくてもええがね、

小鹿主幹： 大変失礼いたしました。  
この契約におきまして、申し訳ありませんが、先ほどの続きとなりますが、可能な限り上層階の導入を目指して参る所存でございますので、こちらの昇降設備設置階につきまして、は、様々なですね検討要素はこちらの方がございますが、昇降技術開発における検討状況を踏まえまして、これから慎重に検討してまいりたいというふうに当局として考えているところがございます。

浅井正仁（自民・中川区）： あのさあ慎重に検討するってさね。  
MHI には最上階を目指してもらうための契約でしょね。  
あなたたちさ、今の現状わかってます。今年何があったかわかってんのかな。  
市長のために作るの。市長のために作るんかな。今のね答弁だとね、バリアフリーの差別発言があったときと、前回と同じ答えだ。そこどうあんたたち理解してるの。

上田所長： ただいま議員の方からどういう何のために今この開発を進めるのかというご質問ございました。  
ご質問の中にごございました本年の 6 月に私どもが主催をいたしました市民討論会におきまして、大変重大な事態を招いてしまったことは偏に反省につきることでございます。そういった中も含めましてですね、今回昇降技術の開発の契約を締結をしたということで、可能な限り上層階を目指した開発を進めるということは基本的に変わっておりません。

一方で主幹が申し上げようといいたしましたことは、これから開発を進める中で、これ100%最上階が可能だということは、なかなかまだ開発の前段階としては申し上げることができない。様々なこれから技術課題も含め、開発を重ねる中で現在技術の限界も含めましてですね、しっかりと見極める中で、その実際の実装が可能な階層をしっかりと見極めてまいりたいというようなことで考えております。

決して市長のためにこれを開発するとか、そういったことではなくて、可能な限り多くの皆様方に天守を楽しんでいただくための、そういった技術として開発を進めたいというふうに考えておるところでございます。

浅井正仁（自民・中川区）： そもそもそんなことわかってんですよね。

MHIと竹中がこれは最後はね、いろんな協力を持ってやるんだけど、あなたたちは最上階まで目指すって何で言えないのかな。

今、検証委員会で設置して今年度中か、中間報告があるっていうことも聞いてます。

どうしてね、こういう大きな問題になったのかっていうのを考えるとね。

僕は市長が文化庁が頑張れって言ってるからだと思うんですよ、ね。

文化庁が頑張れ、この頑張れにはね、いろんな捉え方があると思うんだよね。

文化庁から頑張れって、木造頑張れって言われたのか。

それともね、市長が名古屋城は木造で頑張ります。そういったときには文化庁はね、復元検討委員会の資料を見て頑張ってくださいとしか言いようがないでしょう。

否定するわけにもいかんもんね。

市長が、文化庁の誰から頑張れって言われたから、誰から頑張れって言われたの。

いつも上層部っていうけど、

委員長：答えられますか。

佐治局長：市長は上層部の方から聞いたというふうに言っておりますが、具体的に誰かということ私どもの方から市長の方に確認はしておりません。

浅井正仁（自民・中川区）：僕の資料にも文化庁は頑張れなんて一言も言ってないって。この間本会議でもやらさしてもらったんだけどね、全く根拠のないこと言ってね、さもエレベーターをつけると復元にならない。これが印象操作でしょね。

エレベーターをつけるべきではないね、エレベーターを付けたら復元にならない。

今回の人権に係る問題はそういった印象操作がね、一番の僕が原因だと思ってます。

それでね、昇降機を設置しても復元かそれとも復元的整備になるかね。

僕も言っとるけど、僕は根本的には復元でも復元的整備でも関係ないと思ってます。

うん、多分文化庁も何の関係もないと思っとる。それで復元検討委員会がどうのこうの言うこともないと思ってます。

でだけど、さっき言ったみたいに市長さんは、復元にはエレベーターはつけれない。

だから復元にこだわってるんだと思う。

念のためにね確認させてほしいんだけど、今進めている木造天守閣の再現は、階段の増設や昇降機を設置しても復元だという考え方。そういう理解でよろしいでしょうか。

今回、あなたたちは私の本会議の質問が終わってから文化庁へ行かれたと思う。

当然ね。あなたたちの質問も文化庁にお渡ししたと思うね。

その意見も踏まえて、答えていただきたいと思います。

小鹿主幹： 当局より、浅井議員の方からですねご質問のあった件につきまして当局より文化庁の方へ復元か復元的整備かというのを解釈などについて、見解をお聞きしたところでございます。見解につきまして参考に添付をさせていただいておりますが、当局の計画としたしましては、再現する木造天守の柱梁等の主架構を取り除かないこととしております。文化庁さんの見解におきまして、3点目で記載をされている項目でございますが、少し読み上げさせていただきますが、

基礎構造や壁内等の表面上にあらわれない箇所に、現代的な工法等を用いて施工することや、再現する建造物の規模や構造等を変更することなく、当時の姿に戻すことができる形で付加的、仮設的に階段などを設置する場合には、天守台の上に歴史的建造物をごめんなさい、変更することなく当時の姿に戻すことができる形で付加的、仮設的に階段などを設置する場合には復元とすることは可能であるというふうに考えていると記載をさせていただいております。

この見解につきまして、付加的とは、再現する建造物の規模や構造等変更することなく、であると、そして仮設的とは、当時の姿に戻すことができる形であると説明されておりますので、垂直昇降設備を導入しても、木造天守は復元であると考えております。

浅井正仁（自民・中川区）： 今の答弁のね、再現する建造物の規模等、変更することなく、という部分なんだけど、これ確かにね文化庁も同様の言い方してます。

でもこれ丁寧に言うとならね建造物の規模ね、材料、内部外部の意匠、構造となり、意匠つまり、見た目も変えないという要件になるんだよね。

観光客を入れるために常に設置しておかなければならない階段は、明らかに見た目が変わると思うんだけど、とりあえずそこは指摘しておきます。

それでね、さっき、何言ってた。

付加的、仮設的っていうのも言っとったね。

でね、これ、文化庁の見解だとね。当時の姿に戻せることを前提として、余分につけてあり、要は仮設、一時的に設置したものと言ってんだよ。

おたくたちの考えだと、仮設的とは、当時の姿に戻すことができる形と説明されてるんだよね。

この文化庁の資料にはね、仮設的とはって説明してないんだよ。

だから主語と述語を入れ替えてね、都合のいいようにね解釈しているように思えてしょうがない。じゃ言わさしてもらえらば、仮設ね、元に戻せば仮設っていうんだったら、元に戻せる3階から4階の階段は建築基準法上の仮設建築物として、許可申請を出すんですか。

天守閣整備担当荒川主幹： 今回復元する木造天守につきましては、建築基準法の適用除外というふうに考えておりますので、そういった手続きはしません。

浅井正仁（自民・中川区）： だけどね、建築基準法第85条では、安全性防火上、衛生上支障がない場合、期間を決めて一時的に設置される建築物を仮設建築物と定めてんだよね。姫路はね、3条ね、3条的法適用なんだよ。

あれは本物。よく市長が姫路のことを言うんだけど、あれは本物。

だからつけてもいいね、名古屋城はね仮設なんだよ。ごめんなさい、新築なんだよね。

もっと言わしてもらえば、ずっとある階段を仮設であなたたちはいいの。

それを常設っていうんじゃないの。

もっと言うならば、4階5階につける非常用、何だった。非常ぱらっと出るやつ。

なんて書いてあったっけ。避難のどこに書いてあった。

荒川主幹： はい5階から4階は避難ハッチ設けております。

浅井正仁（自民・中川区）： その避難ハッチ、んだったら、避難ハッチからね、出してるのをずっとそれでもいいってこと。

そっちはしまうんでしょ、その非常用階段のところに開閉部あるよね。

で閉めるんだよね。階段取るんだから仮設でしょ、階段は仮設ってことは取れなきゃ駄目なんだよね。耐震の強度だとか、それもみんな変わってくるんだけど、そこまで言うなら、耐震の強度も、もう計してあるよね。

荒川主幹： 木造天守の構造の方の評価につきましては、穴蔵石垣の調査を終えた後、基礎構造の検討がまだ残っておりますので、そちらの基礎構造の検討が終わってから全体の構造の考え計算をする予定でございます。

浅井正仁（自民・中川区）： あのさあ、そもそもあなたたちさね、常設なんて考えてなかったじゃん。仮設でやるつもりだったんでしょ。

仮設もないか、増設だから、文化庁がこの常設っていうのもってきたもんで、ただ単にね。

本来だったらその仮設ね、その床のところをパカッと閉める。

それだって耐震のね、計算しないとおかしいよ。

まあまあいいですわ、あなたたちが持ってた質問ね、多分ね。

文化庁へ持ってった質問の中にはね、復元だとか、復元的整備だとか、可逆的だとか、人命だとかね、いろんな言葉が散りばめられていると思うね。

その中で、あなたたちが一番たくさん使った言葉はなんだろう。  
多分復元だよ。違うかな、所長。

上田所長： はい文化庁にいろいろとご相談に上がったときには復元を目指す名古屋城の計画をこれから作っていきたいということで、何度もお話をさせていただいております。

浅井正仁（自民・中川区）： 3階から4階の階段は観光客の命を守る大切な階段ですよ。本当にそれで仮設でいいのかな。

それでね、大切な階段、人命よりもね、復元を優先するね。

あなたたちの気持ちが僕わかんない。

復元にね、拘るんじゃないでね。素直に最上階を目指して頑張るっていう姿勢がね、全く見受けられないと思うんだけど、それでね、階段を取り外したら観光客は入れんよね。

階段がない状態に戻すつもりは最初からさっき言ったみたいになかったね。

とかくさあ、この今日の議論を聞いていてもね人命と復元どちらが優先だと思うか。

災害があったときに人命を守る。そのための階段、そのための避難用ハッチね。

よく考えてもらいたいのは冒頭に言ったみたいに、復元、復元的整備によってね、障害者の人を傷つける、人権を無視する。階段がつけれるならば、エレベーターを付けてもいいんじゃないっていうのが文化庁の答えだよ。

そもそもね、所見、あなたたちもらったんでしょ。文化庁が所見に出すことなんかないんだよ。どのタイミングで出してもらった。人命から復元に方向変換したときでしょ。

いいよわかんなくても。

なんでその文化庁の気持ちがあなたたちわかんないのか俺、不思議でしょうがない。しいて言うならばね。仮設で行くならば、エレベーター仮設でつけなさいよね。仮設でつけばいいじゃん。市長がいうすごい技術が出てきたときに取り払って、梁と柱直せばいいんだもんね。いいよ。

上田所長： 縷々ご指摘をいただきました。まず復元か人命どちらを優先するかという話ですがもうこれはもう論を待たずです。何よりも人命は最優先をされる、これはもう間違いないことであるというふうに考えております。復元を優先するがために人命をおろそかにすることは決してあってはならないことは、ふうに考えております。そうした中でまずは人命を確保するための必須の設備として、当然そういう避難等に使用する階段などの設備は必置であるというふうに考えております。それを仮設階段というような、ちょっと一般的なわかりやすい表現では置いておりますが、実質的にはもうこれ常設になる。取ることはおそらく他の代替手段があってですね、それが人命をきちんと確保できることが締めになれば当然それは、取ることは可能ですが、そうでなければ基本的には人命を確保するための必須施設であればそれは常設であるというふうに考えています。

一方でこの文化庁の見解である仮設的という表現がこれ必ずしも法律に基づいた用語ではございませんので、我々としての解釈でしかないんですけれども、仮設階段という仮称で呼

んでおるものが仮設でしょということと同義であるかどうかはちょっとわかりません。仮設的なという定義がついておりますので、一方でその仮説的というのは先ほど主幹のお話を申し上げたように、かつて史実上はなかったもので且つ可能性としてはとることも構造的には可能であるというものを、仮説的な設置というふうにここで表現をしておるのではないかと我々は独自ではありますけれども、理解をしておるところでございます。

そういった中で必ずしも取ることを前提としたものではないわけなんです、それを設置することで、かつての史実になかったものを付加する、あるいはそれをやっぱり人が仮に入らないことになった場合には、それを取ることができるとする構造には支障をきたさないということを取ることができるとするものを仮設的というふうに我々としては解釈をしておるところでございます。

したがって、AorB、復元または復元か人命かということの議論には、我々としてはなんていうか、踏み込まないというかそういったことの二律背反のものではないというふうに考えております。

浅井正仁（自民・中川区）： 今、所長常設って言ったよね。  
言わなかった、常設って。言わなかったっけ、委員長。

委員長： おっしゃいました。

上田所長： 失礼しました。常設と言ったかもしれません。

浅井正仁（自民・中川区）：それが全てじゃないのね、常設なんだよ常にあったら、小学校でどうやって説明するの、これ仮設ですっていうの。

いえんでもいいんだわ、そんなのはね。

教えてダイヤルってあるでしょうね、名古屋教えてダイヤル。

あれの建築基準、あれでいくと仮設建築物除去は1年以内って決まってるんだよね。

あなたたちが仮設っていうなら、あの階段はね、撤去するのにいくらかかるの。

もちろん今までも計算してるでしょ。撤去してそれをどこに収納するの。

荒川主幹： 先ほど所長申しあげました通り、人を入れる以上、例えば4階以上人を入れるのであれば、必ずその階段は必要になってきますので、そのまま階段は存在し続けるということになりますし、そういったことは今4階以上人を入れないということは考えておりませんので、撤去するということは現在のところ考えておりません。

浅井正仁（自民・中川区）： だったら常設じゃん。常に置いてあるんでしょ。

見た目にそこにずっとあるものは仮設にはなんないよ。

いいわ、もう1回ねあなたたちね聞いてりゃ、そのシーンをね。

こないだ文化庁でどういうやり取りしたか知らんけど、まあそれでいいですよ。

はい、とりあえず、

委員長： 他にありますか。よろしいですか。

他にないようであります。

以上で本件を終了いたします。

本日の案件は以上でございます。

50:55